



発行 新潟県

第 67 号

令和5年9月1日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 946 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 947 新潟海区における共同漁業権、区画漁業権及び定置漁業権の内容たる漁業の免許（水産課）
- 948 佐渡海区における共同漁業権、区画漁業権及び定置漁業権の内容たる漁業の免許（水産課）
- 949 許可をすべき皆伐面積の限度（治山課）
- 950 土地改良事業の工事完了届（農地建設課）
- 951 公共測量の実施通知（監理課）
- 952 公共測量の終了通知（監理課）
- 953 公共測量の実施通知（監理課）
- 954 公共測量の実施通知（監理課）
- 955 道路の区域変更（道路管理課）
- 956 道路の区域変更（道路管理課）

公 告

- 特定調達契約の契約者等（危機対策課）
- 特定調達契約の落札者等（地域医療政策課）
- 令和5年度後期技能検定の実施（雇用能力開発課）
- 令和5年度随時技能検定の実施（追加）（雇用能力開発課）

病院局公告

- 一般競争入札の公告（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の公告（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の公告（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の公告（病院局経営企画課）

新潟海区漁業調整委員会指示

- 8 新潟海区における定置漁業の保護区域の指示（新潟海区漁業調整委員会）

佐渡海区漁業調整委員会指示

- 5 佐渡海区における定置漁業の保護区域の指示（佐渡海区漁業調整委員会）

告 示

◎新潟県告示第946号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、三条市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和5年9月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 検査の対象となる特定計量器
計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時	検査場所	検査区域等
------	------	-------

10月2日(月)	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	三条市総合福祉センター車庫	三条市全域
10月3日(火)		三条市役所 下田庁舎前車庫	
10月4日(水)		三条市役所 栄庁舎前車庫	
10月5日(木)		三条市総合福祉センター車庫	
10月6日(金)		三条市役所 車庫	
10月10日(火)		三条市総合福祉センター車庫	
10月11日(水)		三条市役所 車庫	
10月12日(木)			
10月13日(金)			
10月16日(月)			
10月17日(火)			
10月18日(水)			
10月19日(木)			
10月20日から令和6年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日及び令和6年1月2日、同月3日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所 特定計量器の所在の場所	上記の未受検者 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第947号

漁業法(昭和24年法律第267号)第69条の規定により、新潟海区における共同漁業権、区画漁業権及び定置漁業権の内容たる漁業について、次のとおり免許した。

令和5年9月1日

新潟県知事 花角 英世

1 共同漁業権

免許の存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

公示番号	免許番号	漁業権者の住所及び氏名	漁業種類及び氏名、漁場の位置及び区域、漁業時期	制限又は条件
新共第1号	新共第1号	岩船郡粟島浦村84番地乙 粟島浦漁業協同組合	令和5年5月23日新潟県告示第639号公示内容のとおり	—
新共第2号	新共第2号	新潟市中央区万代島2番1号 新潟漁業協同組合	同 上	①第2種共同漁業さけ小型定置漁業については、漁具の定数を1階網5ケ統以内及び2階網2ケ統以内とする。 ②第2種共同漁業ます小型定置漁業については、漁具の定数を1階網2ケ統以内及び2階網6ケ統以内とする。 ③第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。 ④村上市勝木地内勝木川河口中央より半径700メートルの区域内における第2種共同漁業さけ小型定置漁業は操業してはならない。
新共第3号	新共第3号	同 上	同 上	①第2種共同漁業さけ小型定置漁業については、漁具の定数を1階網3ケ統以内とする。 ②第2種共同漁業ます小型定置漁業については、漁具の定数を1階網3ケ統以内とする。 ③第2種共同漁業雑魚小型定置漁業については、漁具の定数を1階網3ケ統以内とする。 ④第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。
新共第4号	新共第4号	同 上	同 上	①第2種共同漁業さけ小型定置漁業については、漁具の定数を1階網又は2階網1ケ統とする。 ②第2種共同漁業ます小型定置漁業については、漁具の定数を1階網又は2階網1ケ統とする。 ③第2種共同漁業雑魚小型定置漁業については、漁具の定数を1階網又は2階網1ケ統とする。 ④第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。
新共第5号	新共第5号	同 上	同 上	①第2種共同漁業雑魚小型定置漁業については、漁具の定数を1階網又は2階網1ケ統とする。 ②第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。
新共第6号	新共第6号	同 上	同 上	第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。
新共第7号	新共第7号	北蒲原郡聖籠町大字網代浜1612番地147 聖籠町漁業協同組合	同 上	第2種共同漁業雑魚小型定置漁業については、漁具の定数を1階網又は2階網1ケ統とする。
新共第8号	新共第8号	新潟市中央区万代島2番1号 新潟漁業協同組合	同 上	①第2種共同漁業雑魚小型定置漁業については、漁具の定数を1階網又は2階網1ケ統とする。 ②第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。

公示番号	免許番号	漁業権者の住所及び氏名	漁業種類及び氏名、漁場の位置及び区域、漁業時期	制限又は条件
新共第9号	新共第9号	新潟市中央区万代島2番1号 新潟漁業協同組合	令和5年5月23日新潟県告示第639号公示内容のとおり	①第2種共同漁業雑魚小型定置漁業については、漁具の定数を1階網2ケ統以内とする。 ②第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。 ③新潟港第2西防波堤灯台を中心として半径4,000メートルの区域内における第2種共同漁業雑魚小型定置漁業は操業してはならない。
新共第10号	新共第10号	同 上	同 上	第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。
新共第11号	新共第11号	同 上	同 上	同 上
新共第12号	新共第12号	同 上	同 上	同 上
新共第13号	新共第13号	長岡市寺泊大町9778番地1 寺泊漁業協同組合	同 上	①第2種共同漁業さけ小型定置漁業については、漁具の定数を1階網又は2階網3ケ統以内とする。 ②第2種共同漁業ます小型定置漁業については、漁具の定数を1階網又は2階網3ケ統以内とする。 ③第2種共同漁業雑魚小型定置漁業については、漁具の定数を1階網又は2階網2ケ統以内とする。 ④第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。
新共第14号	新共第14号	新潟市中央区万代島2番1号 新潟漁業協同組合ほか1漁業協同組合	同 上	①第2種共同漁業さけ小型定置漁業については、漁具の定数を1階網又は2階網1ケ統とする。 ②第2種共同漁業ます小型定置漁業については、漁具の定数を1階網1ケ統とする。 ③第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。
新共第15号	新共第15号	新潟市中央区万代島2番1号 新潟漁業協同組合	同 上	①第2種共同漁業さけ小型定置漁業については、漁具の定数を1階網又は2階網1ケ統以内とする。 ②第2種共同漁業ます小型定置漁業については、漁具の定数を1階網又は2階網1ケ統以内とする。 ③第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。
新共第16号	新共第16号	同 上	同 上	第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。
新共第17号	新共第17号	上越市大字黒井2912番地 上越市漁業協同組合	同 上	同 上
新共第18号	新共第18号	同 上	同 上	同 上
新共第19号	新共第19号	同 上	同 上	①第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。 ②直江津港湾区域及び直江津港導流堤灯台から321度2,200メートルの点を中心とする半径700メートルの検疫錨地の区域内における第2種共同漁業雑魚小型定置漁業は操業してはならない。
新共第20号	新共第20号	新潟市中央区万代島2番1号 新潟漁業協同組合ほか1漁業協同組合	同 上	—

公示番号	免許番号	漁業権者の住所及び氏名	漁業種類及び氏名、 漁場の位置及び区域、 漁業時期	制限又は条件
新共第21号	新共第21号	糸魚川市大字能生字中山7567番地2地先 上越漁業協同組合ほか1漁業協同組合	令和5年5月23日新潟県告示第639号公示内容のとおり	—
新共第22号	新共第22号	上越市大字黒井2912番地 上越市漁業協同組合	同 上	—
新共第23号	新共第23号	糸魚川市大字能生字中山7567番地2地先 上越漁業協同組合	同 上	第2種共同漁業ばいご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。
新共第24号	新共第24号	糸魚川市大字市振903番地 青海町漁業協同組合	同 上	同 上
新共第25号	新共第25号	新潟市中央区万代島2番1号 新潟漁業協同組合	同 上	—
新共第26号	新共第26号	同 上	同 上	—
新共第27号	新共第27号	同 上	同 上	—
新共第28号	新共第28号	同 上	同 上	—
新共第29号	新共第29号	同 上	同 上	—
新共第30号	新共第30号	同 上	同 上	—
新共第31号	新共第31号	同 上	同 上	—
新共第32号	新共第32号	長岡市寺泊大町9778番地1 寺泊漁業協同組合	同 上	—
新共第33号	新共第33号	同 上	同 上	—
新共第34号	新共第34号	新潟市中央区万代島2番1号 新潟漁業協同組合	同 上	—
新共第35号	新共第35号	同 上	同 上	—
新共第36号	新共第36号	同 上	同 上	—
新共第37号	新共第37号	同 上	同 上	—
新共第38号	新共第38号	同 上	同 上	—
新共第39号	新共第39号	同 上	同 上	—

公示番号	免許番号	漁業権者の住所及び氏名	漁業種類及び氏名、漁場の位置及び区域、漁業時期	制限又は条件
新共第40号	新共第40号	新潟市中央区万代島2番1号 新潟漁業協同組合	令和5年5月23日新潟県告示第639号公示内容のとおり	—
新共第41号	新共第41号	同上	同上	—
新共第42号	新共第42号	同上	同上	—
新共第43号	新共第43号	同上	同上	—

2 区画漁業権

免許の存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

公示番号	免許番号	漁業権者の住所及び氏名	漁業種類及び氏名、漁場の位置及び区域、漁業時期	制限又は条件
新区第1号	新区第1号	岩船郡粟島浦村84番地乙 粟島浦漁業協同組合	令和5年5月23日新潟県告示第639号公示内容のとおり	—
新区第2号	新区第2号	同上	同上	—
新区第3号	新区第3号	新潟市中央区万代島2番1号 新潟漁業協同組合	同上	—
新区第4号	新区第4号	同上	同上	—
新区第5号	新区第5号	上越市大字黒井2912番地 上越市漁業協同組合	同上	—
新区第6号	新区第6号	糸魚川市大字能生字中山7567番地2地先 上越漁業協同組合	同上	—

3 定置漁業権

免許の存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

公示番号	免許番号	漁業権者の住所及び氏名	漁業種類及び氏名、漁場の位置及び区域、漁業時期	制限又は条件
新定第1号	新定第1号	岩船郡粟島浦村123番地1 有限会社粟島定置	令和5年5月23日新潟県告示第639号公示内容のとおり	—
新定第2号	新定第2号	同上	同上	—

公示番号	免許番号	漁業権者の住所及び氏名	漁業種類及び氏名、漁場の位置及び区域、漁業時期	制限又は条件
新定第3号	新定第3号	岩船郡粟島浦村123番地1 有限会社粟島定置	令和5年5月23日新潟県告示第639号公示内容のとおり	—
新定第4号	新定第4号	糸魚川市大字寺島976番地1 株式会社糸魚川定置網	同上	—
新定第5号	新定第5号	糸魚川市大字外波186番地11 松本要ほか2人(市振定置網組合)	同上	—
新定第6号	新定第6号	糸魚川市大字873番地5 大巻信浩ほか2人(市振定置網組合)	同上	—

◎新潟県告示第948号

漁業法（昭和24年法律第267号）第69条の規定により、佐渡海区における共同漁業権、区画漁業権及び定置漁業権の内容たる漁業について、次のとおり免許した。

令和5年9月1日

新潟県知事 花角 英世

1 共同漁業権

免許の存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

公示番号	免許番号	漁業権者の住所及び氏名	漁業種類及び氏名、漁場の位置及び区域、漁業時期	制限又は条件
佐共第1号	佐共第1号	佐渡市両津夷98番地90 佐渡漁業協同組合	令和5年5月23日新潟県告示第640号公示内容のとおり	—
佐共第2号	佐共第2号	同 上	同 上	—
佐共第3号	佐共第3号	同 上	同 上	—
佐共第4号	佐共第4号	同 上	同 上	—
佐共第5号	佐共第5号	佐渡市姫津306番地1 姫津漁業協同組合	同 上	—
佐共第6号	佐共第6号	佐渡市両津夷98番地90 佐渡漁業協同組合	同 上	—
佐共第7号	佐共第7号	同 上	同 上	—
佐共第8号	佐共第8号	同 上	同 上	—
佐共第9号	佐共第9号	同 上	同 上	—
佐共第10号	佐共第10号	同 上	同 上	—
佐共第11号	佐共第11号	同 上	同 上	—
佐共第12号	佐共第12号	同 上	同 上	—
佐共第13号	佐共第13号	同 上	同 上	—
佐共第14号	佐共第14号	同 上	同 上	—
佐共第15号	佐共第15号	同 上	同 上	—
佐共第16号	佐共第16号	同 上	同 上	—

公示番号	免許番号	漁業権者の住所及び氏名	漁業種類及び氏名、 漁場の位置及び区域、 漁業時期	制限又は条件
佐共第17号	佐共第17号	佐渡市両津夷98番地90 佐渡漁業協同組合	令和5年5月23日新潟 県告示第640号公示 内容のとおり	—
佐共第18号	佐共第18号	同 上	同 上	—
佐共第19号	佐共第19号	同 上	同 上	—
佐共第20号	佐共第20号	同 上	同 上	—
佐共第21号	佐共第21号	佐渡市水津898番地 水津漁業協同組合	同 上	—
佐共第22号	佐共第22号	佐渡市両津夷98番地90 佐渡漁業協同組合	同 上	—
佐共第23号	佐共第23号	同 上	同 上	—
佐共第24号	佐共第24号	佐渡市両津夷260番地82 加茂湖漁業協同組合ほか1漁業協同組合	同 上	—
佐共第25号	佐共第25号	佐渡市両津夷98番地90 佐渡漁業協同組合	同 上	—
佐共第26号	佐共第26号	佐渡市両津夷98番地60 羽吉浜漁業協同組合	同 上	—
佐共第27号	佐共第27号	佐渡市両津夷269番地13 内浦漁業協同組合	同 上	—
佐共第28号	佐共第28号	佐渡市両津夷98番地18 内海府漁業協同組合	同 上	—
佐共第29号	佐共第29号	佐渡市両津夷98番地90 佐渡漁業協同組合	同 上	—
佐共第30号	佐共第30号	同 上	同 上	—
佐共第31号	佐共第31号	同 上	同 上	—
佐共第32号	佐共第32号	同 上	同 上	—
佐共第33号	佐共第33号	同 上	同 上	—
佐共第34号	佐共第34号	同 上	同 上	—
佐共第35号	佐共第35号	同 上	同 上	—

公 示 番 号	免 許 番 号	漁業権者の住所及び氏名	漁業種類及び氏名、 漁場の位置及び区 域、漁業時期	制限又は条件
佐 共 第36号	佐 共 第36号	佐渡市両津夷269番地13 内浦漁業協同組合	令和5年5月23日新潟 県告示第640号公示 内容のとおり	—

2 区画漁業権

免許の存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

公 示 番 号	免 許 番 号	漁業権者の住所及び氏名	漁業種類及び氏名、 漁場の位置及び区 域、漁業時期	制限又は条件
佐 区 第1号	佐 区 第1号	佐渡市両津夷98番地90 佐渡漁業協同組合	令和5年5月23日新潟 県告示第640号公示 内容のとおり	—
佐 区 第2号	佐 区 第2号	同 上	同 上	—
佐 区 第3号	佐 区 第3号	同 上	同 上	—
佐 区 第4号	佐 区 第4号	同 上	同 上	—
佐 区 第5号	佐 区 第5号	同 上	同 上	—
佐 区 第6号	佐 区 第6号	同 上	同 上	—
佐 区 第7号	佐 区 第7号	同 上	同 上	—
佐 区 第8号	佐 区 第8号	同 上	同 上	—
佐 区 第10号	佐 区 第10号	同 上	同 上	—
佐 区 第11号	佐 区 第11号	同 上	同 上	—
佐 区 第12号	佐 区 第12号	佐渡市水津898番地 水津漁業協同組合	同 上	—
佐 区 第13号	佐 区 第13号	同 上	同 上	—
佐 区 第14号	佐 区 第14号	佐渡市両津夷98番地90 佐渡漁業協同組合	同 上	—
佐 区 第15号	佐 区 第15号	佐渡市両津夷260番地82 加茂湖漁業協同組合	同 上	—
佐 区 第16号	佐 区 第16号	同 上	同 上	—

公示番号	免許番号	漁業権者の住所及び氏名	漁業種類及び氏名、漁場の位置及び区域、漁業時期	制限又は条件
佐区第17号	佐区第17号	佐渡市両津夷98番地90 佐渡漁業協同組合	令和5年5月23日新潟県告示第640号公示内容のとおり	—
佐区第18号	佐区第18号	佐渡市両津夷98番地60 羽吉浜漁業協同組合	同 上	—
佐区第19号	佐区第19号	佐渡市両津夷269番地13 内浦漁業協同組合	同 上	—
佐区第20号	佐区第20号	同 上	同 上	—
佐区第21号	佐区第21号	同 上	同 上	—
佐区第22号	佐区第22号	佐渡市両津夷98番地18 内海府漁業協同組合	同 上	—

3 定置漁業権

免許の存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

公示番号	免許番号	漁業権者の住所及び氏名	漁業種類及び氏名、漁場の位置及び区域、漁業時期	制限又は条件
佐定第1号	佐定第1号	佐渡市市野沢115番地1 越前水産株式会社	令和5年5月23日新潟県告示第640号公示内容のとおり	—
佐定第2号	佐定第2号	同 上	同 上	—
佐定第3号	佐定第3号	同 上	同 上	—
佐定第4号	佐定第4号	同 上	同 上	—
佐定第5号	佐定第5号	同 上	同 上	—
佐定第6号	佐定第6号	佐渡市吉岡1125番地2 石見孝幸	同 上	—
佐定第7号	佐定第7号	同 上	同 上	—
佐定第8号	佐定第8号	佐渡市大杉234番地 佐々木文雄ほか7人(新保定置組合)	同 上	—
佐定第9号	佐定第9号	同 上	同 上	—
佐定第10号	佐定第10号	同 上	同 上	—

公示番号	免許番号	漁業権者の住所及び氏名	漁業種類及び氏名、漁場の位置及び区域、漁業時期	制限又は条件
佐定第11号	佐定第11号	佐渡市羽吉1040番地 三好範男ほか6人・1漁業協同組合 (加茂水産定置網組合)	令和5年5月23日新潟 県告示第640号公示 内容のとおり	—
佐定第12号	佐定第12号	同 上	同 上	—
佐定第13号	佐定第13号	佐渡市和木327番地 石塚林二郎ほか4人(丸内定置網組合)	同 上	—
佐定第14号	佐定第14号	同 上	同 上	—
佐定第15号	佐定第15号	佐渡市両津夷98番地18 内海府漁業生産組合	同 上	—
佐定第16号	佐定第16号	同 上	同 上	—
佐定第17号	佐定第17号	同 上	同 上	—

◎新潟県告示第949号

令和5年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和5年9月1日

新潟県知事 花 角 英 世

単位区域名	保安林の種類	皆伐面積の限度 (単位ヘクタール)
山北地区	水源かん養保安林	186.34
〃	土砂流出防備	203.84
三面川	水源かん養	693.79
〃	土砂流出防備	190.32
村上市(旧村上市)	干害防備	0.94
〃	保健	0.36
村上市(旧朝日村)	干害防備	3.46
〃	保健	9.80
荒川	水源かん養	289.46
〃	土砂流出防備	47.78
関川村	干害防備	0.40
阿賀野川	水源かん養	1031.46
〃	土砂流出防備	585.90
阿賀町(旧鹿瀬町)	干害防備	0.24
〃	保健	9.00
阿賀町(旧上川村)	干害防備	0.36
阿賀町(旧三川村)	干害防備	0.38
胎内川	水源かん養	88.05
〃	土砂流出防備	74.36
胎内市(旧中条町)	飛砂防備	1.62
〃(旧黒川村)	干害防備	0.12
加治川	水源かん養	346.46

〃	土砂流出防備	〃	125.61
新発田市(旧新発田市)	干 害 防 備	〃	1.04
早 出 川	水 源 かん養	〃	225.03
〃	土砂流出防備	〃	57.00
新潟市(旧新津市)	干 害 防 備	〃	1.20
西 川	水 源 かん養	〃	16.14
〃	土砂流出防備	〃	2.26
五泉市(旧五泉市)	保 健	〃	0.98
五十嵐川	水 源 かん養	〃	273.89
〃	土砂流出防備	〃	219.74
刈谷田川	水 源 かん養	〃	116.94
〃	土砂流出防備	〃	82.80
信濃川中流	水 源 かん養	〃	36.08
〃	土砂流出防備	〃	101.28
鯖石川	水 源 かん養	〃	181.14
〃	土砂流出防備	〃	45.92
柏崎市(旧高柳町)	干 害 防 備	〃	1.12
破 間 川	水 源 かん養	〃	589.60
〃	土砂流出防備	〃	760.86
北ノ又川	水 源 かん養	〃	397.82
〃	土砂流出防備	〃	180.36
魚野川	水 源 かん養	〃	591.68
魚野川	土砂流出防備	〃	951.46
信濃川上流	水 源 かん養	〃	299.14
〃	土砂流出防備	〃	223.38
魚沼市(旧広神村)	干 害 防 備	〃	2.18
保倉川～渋海川上流	水 源 かん養	〃	145.04
〃	土砂流出防備	〃	98.00
越 道 川	水 源 かん養	〃	5.80
〃	土砂流出防備	〃	44.76
上越市(旧柿崎町)	干 害 防 備	〃	0.90
上越市(旧吉川町)	保 健	〃	2.38
関 川	水 源 かん養	〃	347.17
〃	土砂流出防備	〃	218.17
妙高市(旧妙高村)	防 風	〃	2.76
上越市(旧板倉町)	干 害 防 備	〃	6.30
上越市(旧三和村)	干 害 防 備	〃	1.60
能 生 川	水 源 かん養	〃	266.24
〃	土砂流出防備	〃	140.84
早川～青海川	水 源 かん養	〃	944.86
〃	土砂流出防備	〃	142.32
上 路 川	土砂流出防備	〃	95.54
大 佐 渡	水 源 かん養	〃	599.17
〃	土砂流出防備	〃	333.56
小 佐 渡	水 源 かん養	〃	316.12
〃	土砂流出防備	〃	129.58
佐渡市(旧新穂村)	干 害 防 備	〃	1.66

◎新潟県告示第950号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

令和5年9月1日

新潟県南魚沼地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
南魚沼市 南魚沼土地改良区	魚野川頭首工第2	土地改良施設突発事故 復旧事業(補助)	令和5年5月9日

◎新潟県告示第951号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年9月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 令和5年8月21日から令和5年12月4日まで
- 3 作業地域 新潟県岩船郡関川村大字湯沢地先(荒沢川地区)
新潟県岩船郡関川村大字小和田地先(女川林道橋地区)

◎新潟県告示第952号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県佐渡地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年9月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 令和5年5月15日から令和5年8月21日まで
- 3 作業地域 佐渡市 達者 地内

◎新潟県告示第953号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年9月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(航空レーザ計測、空中写真撮影、写真地図作成)
- 2 作業期間 令和5年8月3日から令和6年1月29日まで
- 3 作業地域 佐渡市、上越市、糸魚川市、粟島浦村

◎新潟県告示第954号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年9月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(空中写真撮影)
- 2 作業期間 令和5年8月25日から令和6年2月28日まで
- 3 作業地域 長岡国道事務所管内(柏崎市内)

◎新潟県告示第955号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和5年9月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市北狄1579番1から	新	8.0～23.2メートル	180.0メートル
同市北狄1005番2まで	旧	6.5～23.2メートル	180.0メートル

◎新潟県告示第956号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和5年9月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 赤玉両津港線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市赤玉字大平252番1から	新	7.6～33.1メートル	93.0メートル
同市赤玉字大平1661番1まで	旧	6.6～15.0メートル	93.0メートル

公 告

特定調達契約の契約者等について（公告）

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年9月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
令和5年度新潟県防災情報伝達システム更新作業業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県防災局危機対策課 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年7月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社新潟支店 新潟県新潟市中央区万代3丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
69,300,000円
- 6 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年9月1日

新潟県基幹病院事業

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 調達件名及び数量
X線コンピュータ断層撮影装置（CT） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県福祉保健部地域医療政策課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和5年8月22日
- 6 落札者の氏名及び住所
株式会社栗原医療器械店
群馬県太田市清原町4番地6
- 7 落札価格
199,950,000円
- 8 入札公告日
令和5年7月21日
- 9 落札方法
最低価格

令和5年度後期技能検定の実施について（公告）

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令24号）第66条第3項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公示する。

令和5年9月1日

新潟県知事 花 角 英 世

1 実施する検定職種**(1) 特級**

鋳造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形及びパン製造

(2) 1級及び2級

さく井、金属溶解（鋳鋼溶解に係るものに限る。）、金型製作、工場板金（機械板金及び数値制御タレットパンチプレス板金に係るものに限る。）、機械検査、シーケンス制御、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備（鉄道車両点検・調整に係るものに限る。）、空気圧装置組立て、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製に係るものに限る。）、和裁、プリプレス（学科に係るものに限る。）、石材施工（石材加工に係るものに限る。）、パン製造、菓子製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、配管（建築配管に係るものに限る。）、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工（塩化ビニル系シート防水工事及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事に係るものに限る。）、樹脂接着剤注入施工、カーテンウォール施工、ガラス施工、機械・プラント製図（機械製図手書き及び機械製図CADに係るものに限る。）、電気製図、金属材料試験（組織試験に係るものに限る。）、塗装（鋼橋塗装に係るものに限る。）、広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ及び広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。）及び義肢・装具製作（装具製作に係るものに限る。）、

(3) 3級

機械加工（普通旋盤の学科に係るものに限る。）、機械検査、電子機器組立て（学科に係るものに限る。）、

シーケンス制御、冷凍空調和機器施工、和裁、建築大工、配管（建築配管に係るものに限る。）、鉄筋施工（鉄筋組立てに係るものに限る。）、テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーションCADに係るものに限る。）、機械・プラント製図（機械製図CADに係るものに限る。）及び貴金属装身具製作
 (4) 等級を区分しないもの（単一等級）

製麺（機械生麺製造に係るものに限る。）及びバルコニー施工

2 試験の方法

試験は、実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定の受検手数料、実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 受検手数料

(7) 特級

検定職種	受検手数料	
	一 般	在校生
鋳造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形、パン製造	17,300円	11,500円

(イ) 1級及び単一等級

検定職種	受検手数料	
	一 般	在校生
さく井、金属溶解、金型製作、工場板金、シーケンス制御、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備、空気圧装置組立て、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、石材施工、パン製造、菓子製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、カーテンウォール施工、ガラス施工、金属材料試験、塗装、広告美術仕上げ、義肢・装具製作、製麺、バルコニー施工	17,300円	11,500円
機械検査、婦人子供服製造	14,300円	9,500円
和裁、機械・プラント製図、電気製図	12,700円	8,400円

(ウ) 2級及び3級

検定職種	受検手数料			
	25歳以上	25歳未満 （雇用保 険被保険 者）	25歳未満 （雇用保 険未加入 者）	在校生

さく井、金属溶解、金型製作、工場板金、シーケンス制御、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備、空気圧装置組立て、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、石材施工、パン製造、菓子製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、カーテンウォール施工、ガラス施工、金属材料試験、貴金属装身具製作、塗装、広告美術仕上げ、義肢・装具製作	17,300円	8,300円	17,300円	11,500円
機械検査、婦人子供服製造	14,300円	5,300円	14,300円	9,500円
和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図	12,700円	3,700円	12,700円	8,400円

注 (ア)、(イ)及び(ウ)において「在校生」とは、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第64条の4第3項第1号から第3号まで、第3号の3、第5号及び第7号に掲げる者並びにこれらに準じて取り扱うことが適当であると知事が認める者をいう。

注 (ウ)においての「25歳未満」とは、令和5年4月1日現在において25歳に達していない者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）をいう。

注 (ウ)においての「雇用保険被保険者」とは、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者（実技試験受検申請日において雇用保険被保険者である者）をいう。

イ 実施期日

令和5年12月4日（月）から令和6年2月11日（日）までの間において指定する日に行う。

ウ 実施場所

試験は、新潟県職業能力開発協会が通知する場所で行う。

エ 問題の公表

実技試験問題は、令和5年11月27日（月）に新潟県職業能力開発協会で発表する。ただし、一部の職種については行わない。

(2) 学科試験

ア 受検手数料 3,100円

イ 実施期日

検定職種	実施期日
1級及び2級 金属溶解、機械検査、シーケンス制御、婦人子供服製造、配管、型枠施工、ガラス施工、金属材料試験 3級 シーケンス制御、配管	令和6年1月21日（日）
特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形、パン製造 1級及び2級 さく井、金型製作、工場板金、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、石材施工、パン製造、水産練り製品製造、厨房設備施工、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図	令和6年1月28日（日）

3級 冷凍空気調和機器施工、和裁、機械・プラント製図、貴金属装身具製作 単一等級 製麺、バルコニー施工	
1級及び2級 半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、プリプレス、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、電気製図、塗装、広告美術仕上げ、義肢・装具製作 3級 機械加工、機械検査、電子機器組立て、建築大工、鉄筋施工、テクニカルイラストレーション	令和6年2月4日(日)

ウ 実施場所

試験は、新潟県職業能力開発協会が通知する場所で行う。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類等

- ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）
- イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し
- ウ 受検手数料
- エ 本人確認書類の写し

(2) 提出先

新潟県職業能力開発協会
 所在地 〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2（新潟県公社総合ビル4階）
 電話 025-283-2155

(3) 受付期間

令和5年10月2日(月)から令和5年10月13日(金)まで

(4) 受検申請に関する注意

- ア 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験であり、受検するためには原則として一定の実務経験が必要になる。
- イ 申請書の用紙及び受検案内は、新潟県職業能力開発協会で作成し、申請書用紙の郵送を求める場合は、新潟県職業能力開発協会へ問い合わせること。
- ウ 申請書は書留郵便で郵送し、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。なお、申請は受付期間内の消印があるものに限り受け付ける。
- エ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、前記1に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請ができる。

5 受検手数料の納入方法

実技試験の受検手数料の額（前記3の(1)のアに定められた額）及び学科試験の受検手数料の額(3,100円)を申請書に添えて納入すること。なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る受検手数料の納入は要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請取消し及び試験を受けなかった場合でも、受検手数料は返還しない。

6 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

令和6年3月8日(金)に新潟県ホームページに技能検定合格者の受検番号を掲示する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者及び不合格者については、新潟県職業能力開発協会が書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級については県知事名の合格証書が交付される。このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付される。

7 その他

技能検定の詳細については、新潟県職業能力開発協会（電話：025-283-2155）又は新潟県産業労働部雇用能

力開発課（電話：025-280-5263）へ問い合わせること。

令和5年度技能検定（随時2級、随時3級、基礎級）の実施について（公告）

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令24号）第66条第3項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公示する。

令和5年9月1日

新潟県知事 花角 英世

1 等級別実施職種

(1) 随時2級

さく井（パーカッション式さく井工事に係るものに限る。）、 casting、鍛造（プレス型鍛造に係るものに限る。）、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき（電気めっきに係るものに限る。）、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、プリント配線板製造（プリント配線板製造に係るものに限る。）、染色（糸浸染に係るものに限る。）、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形（射出成形に係るものに限る。）、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、とび、配管（プラント配管に係るものに限る。）、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工（ボード仕上げ工事に係るものに限る。）、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装（建築塗装、金属塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。）及び工業包装

(2) 随時3級

さく井、 casting、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト（コールドチャンバダイカストに係るものに限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て及び配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、プリント配線板製造（プリント配線板製造に係るものに限る。）、冷凍空気調和機器施工、染色（糸浸染に係るものに限る。）、ニット製品製造（靴下製造に係るものに限る。）、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き及び印刷箱製箱に係るものに限る。）、印刷、製本、プラスチック成形（射出成形に係るものに限る。）、強化プラスチック成形、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工（カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る。）、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装（建築塗装、金属塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。）及び工業包装

(3) 基礎級

さく井、 casting、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト（コールドチャンバダイカストに係るものに限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て及び配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、プリント配線板製造（プリント配線板製造に係るものに限る。）、冷凍空気調和機器施工、染色（糸浸染に係るものに限る。）、ニット製品製造（靴下製造に係るものに限る。）、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き及び印刷箱製箱に係るものに限る。）、印刷、製本、プラスチック成形（射出成形に係るものに限る。）、強化プラスチック成形、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工（カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る。）、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装（建築塗装、金属塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。）及び工業包装

2 試験の方法

試験は実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定受検手数料、試験実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

17,300円（ただし、機械検査及び婦人子供服製造については14,300円）

イ 実施期日

実技試験は、令和5年10月1日（日）から令和6年3月31日（日）までの間において、別途新潟県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験の実施場所は、別途新潟県職業能力開発協会から通知する。

エ 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者あてに送付する。(ただし、検定職種によっては試験問題の全部又は一部を公表しないものがある。)

(2) 学科試験

ア 手数料

3,100円

イ 実施期日

学科試験は、令和5年10月1日(日)から令和6年3月31日(日)までの間において、別途新潟県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

学科試験の実施場所は、別途新潟県職業能力開発協会から通知する。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類等

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 手数料

(2) 提出先

新潟県職業能力開発協会

所在地 〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2(新潟県公社総合ビル4階)

電話 025-283-2155

(3) 受付期間

原則として、技能検定試験の受検を希望する時期の30日前まで受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験なので、受検するためには原則として一定の実務経験若しくは技能実習が必要となる。

イ 随時2級に掲げる職種の試験については、当該職種に係る随時3級の実技試験及び基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第47条第1項に規定する指定試験機関の指定に関する省令を一部改正する省令(平成29年厚生労働省令第57号)第1条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則第61条に規定する基礎1級若しくは基礎2級に合格した者に限り受けることができる。

ウ 随時3級に掲げる職種の試験については、当該職種に係る基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第47条第1項に規定する指定試験機関の指定に関する省令を一部改正する省令(平成29年厚生労働省令第57号)第1条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則第61条に規定する基礎1級若しくは基礎2級に合格した者に限り受けることができる。

エ 申請書の用紙は、新潟県職業能力開発協会へ交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、新潟県職業能力開発協会へ問い合わせること。

オ 申請書は書留郵便で郵送し、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

5 手数料の納入方法

実技試験の手数料の額(前記3の(1)のアに定められた額)及び学科試験の手数料の額(3,100円)を申請書に添えて納入すること。

6 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

技能検定合格証書の交付をもって行う。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格したものについては、新潟県職業能力開発協会が書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

技能検定合格者には、新潟県知事名の合格証書が交付される。

このほか、厚生労働大臣から、随時2級及び随時3級の技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付される。

7 その他

本公告の随時2級、随時3級、基礎級の技能検定は、外国人を対象とした「研修成果の評価」又は「修得技能等の認定」に活用されるものである。

技能検定の詳細については、新潟県職業能力開発協会（電話025-283-2155）又は新潟県産業労働部雇用能力開発課（電話025-280-5263）へ問い合わせること。

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ベッドサイドモニタ及び送信機について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和5年9月1日

新潟県立津川病院長 原 勝人

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
ベッドサイドモニタ及び送信機 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
令和6年2月29日（木）
- (4) 納入場所
新潟県立津川病院
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 959-4497
新潟県東蒲原郡阿賀町津川200番地
新潟県立津川病院
電話番号 0254-92-3311
- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- (3) 応札仕様書の提出期限
令和5年9月15日（金）午後3時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和5年9月22日（金）午前10時00分
新潟県立津川病院 機能訓練室

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立津川病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、収納キャビネットの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和5年9月1日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

収納キャビネット 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和5年11月15日（水）

(4) 納入場所

新潟県立中央病院 病棟・救命救急センター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条の規程に基づき定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2329

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和5年9月12日(火)午後5時15分

4 入開札の日時及び場所

令和5年9月15日(金)午前9時15分

新潟県立中央病院 講堂1

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 暴力団等の排除

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申し立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、超音波画像診断装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和5年9月1日

新潟県立新発田病院長 田中 典生

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

超音波画像診断装置 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和5年10月31日

(4) 納入場所

新潟県立新発田病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課

電話番号 0254-22-3121 内線2516

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限

令和5年9月11日(月)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和5年9月15日(金)午前10時30分

新潟県立新発田病院 5階大会議室

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、超音波画像診断装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和5年9月1日

新潟県立新発田病院長 田中 典生

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

超音波画像診断装置 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和5年12月28日

(4) 納入場所

新潟県立新発田病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課

電話番号 0254-22-3121 内線2516

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和5年9月6日(水)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和5年9月8日(金)午前10時30分

新潟県立新発田病院 5階大会議室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

新潟海区漁業調整委員会指示

◎新潟海区漁業調整委員会指示第8号

新潟海区における定置漁業の保護区域について、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和5年9月1日

新潟海区漁業調整委員会 会長 土屋 貞男

次に掲げる定置漁業の保護区域内では、当該漁業に著しく支障を及ぼす漁業、遊漁(水産動植物を採捕する行為をいう。)を行い、又は当該漁業の魚道をしゃ断し、若しくは魚群を散逸させる行為をしてはならない。

免許番号	漁場の位置	漁業の名称	漁業時期	保護区域(メートル)			摘要	端口	漁業権者
				左側	右側	沖合			
新定第1号	岩船郡粟島浦村地先	たい定置漁業	1月1日から 12月31日まで	1,000	1,000	800	1階網	両口	有限会社 粟島定置
新定第2号	岩船郡粟島浦村地先	たい定置漁業	4月1日から 9月30日まで	1,000	1,000	800	1階網	両口	有限会社 粟島定置
新定第3号	岩船郡粟島浦村地先	たい定置漁業	4月1日から 9月30日まで	1,000	1,000	800	1階網	両口	有限会社 粟島定置
新定第4号	糸魚川市大字梶屋敷 及び大字田伏地先	あじ、さば、ぶり、 いわし定置漁業	1月1日から 12月31日まで	100	150	100	1階網	両口	株式会社 糸魚川定置網
新定第5号	糸魚川市大字歌地先	あじ、さば、ぶり定 置漁業	1月1日から 12月31日まで	150	150	100	1階網	両口	松本要ほか2人 (市振定置網組合)
新定第6号	糸魚川市大字市振地先	あじ、さば、ぶり定 置漁業	1月1日から 12月31日まで	150	150	100	1階網	両口	大西信春ほか2人 (市振定置網組合)

指示の有効期間

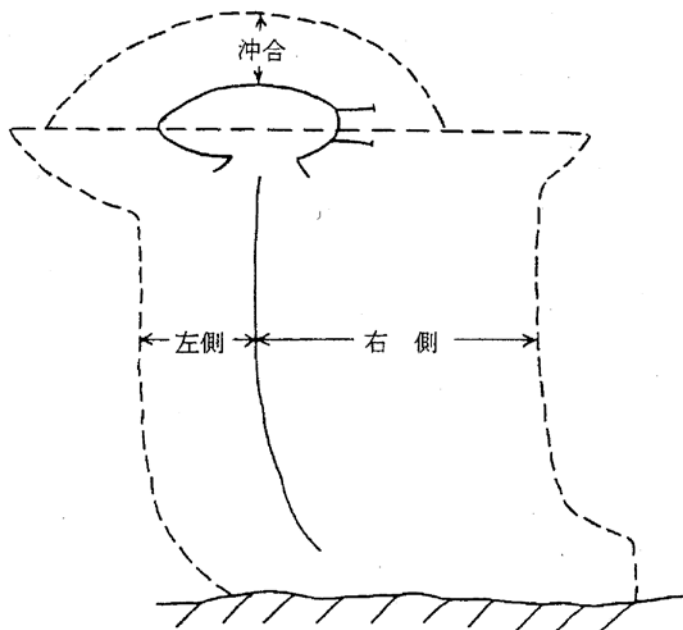
令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

付記

保護区域のとりかた

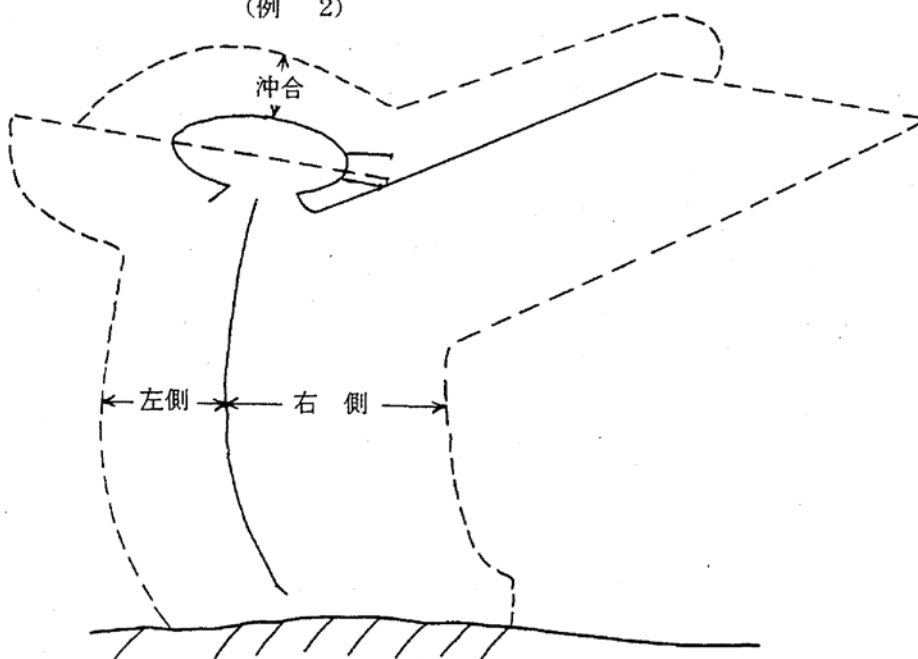
- 1 保護区域の左側、右側とは、磯垣網を基準として陸岸より海面に向かってそれぞれの方向を示し、網なりに所定距離をとる。
- 2 沖合とは、台と矢引を結ぶ直線(沖矢引と磯矢引を有する場合は、台から両矢引の中間を通る線)から沖側(沖垣網を有する場合は、沖垣網の沖側)を示し、網なりに所定距離をとる。

(例 1)



定置漁業保護区域略図

(例 2)



佐渡海区漁業調整委員会指示

◎佐渡海区漁業調整委員会指示第5号

佐渡海区における定置漁業の保護区域について、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和5年9月1日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 山本 初子

次に掲げる定置漁業の保護区域内では、当該漁業に著しく支障を及ぼす漁業、遊漁（水産動植物を採捕する行為をいう。）を行い、又は当該漁業の魚道をしゃ断し、若しくは魚群を散逸させる行為をしてはならない。

免許 番号	漁場の位置	漁業の名称	漁業時期	保護区域(メートル)			摘要	端口	漁業権者
				左側	右側	沖合			
佐 定 第1号	佐渡市石名地先	ぶり、まぐろ 定置漁業	1月1日から 12月31日まで	1,500	700	-	2階網	両口	越前水産株式会社
佐 定 第2号	佐渡市石名地先	ぶり、まぐろ 定置漁業	1月1日から 12月31日まで	1,500	700	500		両口	
佐 定 第3号	佐渡市達者地先	ぶり 定置漁業	3月1日から 10月31日まで	1,500	700	-	2階網	両口	越前水産株式会社
佐 定 第4号	佐渡市達者地先	ぶり 定置漁業	1月1日から 12月31日まで	1,500	700	500		両口	
佐 定 第5号	佐渡市小川地先	たい、ぶり 定置漁業	1月1日から 12月31日まで	1,500	700	500	1階網	両口	越前水産株式会社
佐 定 第6号	佐渡市田切須地先	ぶり 定置漁業	1月1日から 12月31日まで	1,500	700	-	2階網	両口	石見孝幸
佐 定 第7号	佐渡市田切須地先	ぶり 定置漁業	1月1日から 12月31日まで	1,500	700	500		両口	
佐 定 第8号	佐渡市江積地先	たい、ぶり 定置漁業	3月1日から 12月31日まで	1,500	700	-	2階網	両口	佐々木文雄ほか7人 (新保定置組合)
佐 定 第9号	佐渡市江積地先	たい、ぶり 定置漁業	3月1日から 12月31日まで	1,500	700	500		両口	
佐 定 第10号	佐渡市南新保地先	あじ、たい 定置漁業	1月1日から 12月31日まで	700	1,500	500	1階網	両口	佐々木文雄ほか7人 (新保定置組合)
佐 定 第11号	佐渡市椿地先	あじ、いか 定置漁業	1月1日から 12月31日まで	300	2,000	500	1階網	片口 (右)	三好範男ほか6人・1漁協 (加茂水産定置網組合)
佐 定 第12号	佐渡市白瀬地先	ぶり 定置漁業	1月1日から 12月31日まで	500	2,000	500	1階網	片口 (右)	三好範男ほか6人・1漁協 (加茂水産定置網組合)
佐 定 第13号	佐渡市和木地先	ぶり、まぐろ 定置漁業	1月1日から 12月31日まで	500	2,000	500	1階網	両口	石塚林二郎ほか4人 (丸内定置網組合)
佐 定 第14号	佐渡市平松地先	いか、さば 定置漁業	1月1日から 12月31日まで	500	1,000	500	1階網	両口	石塚林二郎ほか4人 (丸内定置網組合)
佐 定 第15号	佐渡市黒姫地先	ぶり、さば 定置漁業	1月1日から 12月31日まで	500	2,000	500	1階網	両口	内海府漁業生産組合
佐 定 第16号	佐渡市北小浦地先	ぶり 定置漁業	1月1日から 12月31日まで	500	2,000	500	1階網	両口	内海府漁業生産組合
佐 定 第17号	佐渡市鷲崎地先	ぶり、さば 定置漁業	1月1日から 12月31日まで	500	2,000	500	1階網	片口 (右)	内海府漁業生産組合

指示の有効期間

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

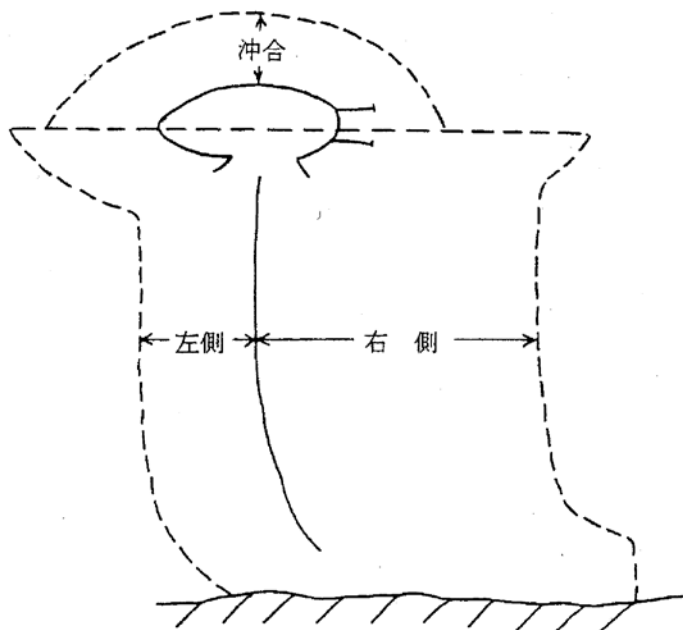
付記

保護区域のとりかた

- 1 保護区域の左側、右側とは、磯垣網を基準として陸岸より海面に向かってそれぞれの方向を示し、網なりに所定距離をとる。
- 2 沖合とは、台と矢引を結ぶ直線（沖矢引と磯矢引を有する場合は、台から両矢引の中間を通る線）から沖側

(沖垣網を有する場合は、沖垣網の沖側)を示し、網なりに所定距離をとる。

(例 1)



定置漁業保護区域略図

(例 2)

